

○鞍手町空家等情報登録制度設置要綱

平成29年3月31日鞍手町告示第35号

改正

平成30年9月4日告示第75号

改正

令和2年8月18日告示第111号

鞍手町空家等情報登録制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鞍手町における空家等の有効活用を通して、定住促進による人口の増加と地域の活性化を図るため、鞍手町空家等情報登録制度（以下「空家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 町内に居住や事業を行うことを目的として建築した建物で、現に居住や事業に活用していない（空家等となる予定の建物を含む。）建物をいう。ただし、共同住宅（アパート等）は除く。
- (2) 空地等 町内にある建物を建築できる土地をいう。
- (3) 空家所有者等 空家に係る所有権又は賃貸（転貸を除く。）若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用希望者 鞍手町への定住等を目的として空家バンクに登録された物件の相談や利用を希望する者をいう。
- (5) 空家バンク 町内の空家等の賃貸又は売却を希望する空家所有者等から申込みを受けた情報を利用希望者に提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外による空家等の取引を規制するものではない。

(空家の登録)

第4条 空家バンクに空家等の登録を希望する空家所有者等は、鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」登録申込書（新規・更新）（様式第1号）及び鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」登録カード（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、登録の可否について当該申込者に鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」登録完了（不可）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 3 空家所有者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、空家バンクに登録できないものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による通知に伴い登録を完了したときは、鞍手町空家バンク物件登録台帳（以下「物件登録台帳」という。）に登録するものとする。
- 5 町長は、前項の規定による登録をしていない空家等で、空家バンクによる活用が適当と認めるものは、空家所有者等に対して空家バンクへの登録を勧めることができる。
- 6 空家バンクへの空家等の登録に係る手数料は、無料とする。

（物件登録台帳の登録事項の変更の届出）

第5条 物件登録台帳に登録された空家等の所有者等（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」登録事項変更届出書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

（空家等の登録の抹消）

第6条 町長は、物件登録台帳に登録された空家等が次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録台帳の登録を抹消するとともに、その旨を鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」登録抹消通知書（様式第5号）により当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」登録抹消届出書（様式第6号）の提出があったとき。
- (2) 当該物件に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (3) 物件登録台帳に登録後、3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録をすることができる。
- (4) 物件登録者が暴力団員になったとき。
- (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

（空家等の情報の公表）

第7条 町長は、町の公式ホームページに開設した空家バンクサイトへの掲載その他の方法により物件登録台帳に登録された物件に関する情報を公表するものとする。ただし、物件登録者が希望しない事項については、この限りではない。

（空家等の利用の申込み等）

第8条 利用希望者は、鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」利用希望登録申込書（新規・更新）（様式第7号）及び誓約書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる要件を満たしていな

ればならない。

- (1) 空家バンクに登録された物件を活用して移住し、又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする者
 - (2) 空家バンクに登録された物件を活用して定住し、又は定期的に滞在して、鞍手町の自然環境及び生活文化に対する理解を深め、地域住民として生活しようとする者
- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、登録の可否について当該利用希望者に鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」利用希望登録完了（不可）通知書（様式第9号）により通知するものとする。
- 3 利用希望者が暴力団員であるときは、利用希望登録ができないものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による通知に伴い登録を完了したときは、鞍手町空家バンク利用希望者登録台帳（以下「利用希望者台帳」という。）に登録するものとする。
- 5 空家バンクへの利用希望者の登録に係る手数料は、無料とする。
（利用希望者台帳の登録事項の変更の届出）

第9条 利用希望者台帳に登録された利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、すみやかに鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」利用希望登録事項変更届出書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。
（利用登録者の登録の抹消）

第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」利用希望登録抹消通知書（様式第11号）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 登録事項に虚偽があったとき。
- (3) 鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」利用希望登録抹消届出書（様式第12号）の提出があったとき。
- (4) 利用希望者台帳に登録後、3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。
- (5) 利用登録者が暴力団員になったとき。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

（物件登録者と利用登録者の交渉等）

第11条 町長は、物件登録者と利用登録者間の交渉、売買契約及び賃貸借契約

については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(空家流通促進事業)

第12条 第2条第3号に規定する空家所有者等の空家が売買契約及び賃貸契約に至らない場合は空家流通促進事業を適用することができる。

2 空家流通促進事業に必要な事項は別に定める。

(個人情報の保護)

第13条 物件登録台帳及び利用希望者台帳に保有する個人情報の取扱いについては、鞍手町個人情報保護条例(平成16年鞍手町条例第13号)に定めるところによる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月4日告示第75号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年8月18日告示第111号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

鞍手町長 様

住 所	
民 名	Ⓔ
生年月日	
電話番号	
E-mail	

鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」登録申込書（新規・更新）

私は、鞍手町空家等情報登録制度設置要綱に定める制度の趣旨を理解し、次に掲げる全ての事項を確認し、同意及び誓約した上で、空家バンクに物件を登録したいので、同要綱第4条第1項の規定により申込みます。

- 1 物件の契約交渉等に関わる全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で責任をもって行います。
- 2 仲介事業者を利用する場合は、登録カード（様式第2号）に記載した仲介事業者を代理人として定め、物件の情報提供及び契約交渉等について権限を委任します。
- 3 登録申込書（様式第1号）及び登録カード（様式第2号）の記載内容に間違いはありません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 5 物件の登録に当たり、鞍手町が物件の現況等を調査（写真撮影を含む。）することに同意します。
- 6 物件の登録情報について、鞍手町公式ホームページ等で情報公開することに同意します。
- 7 個人情報の取扱いについて、登録申請物件及び所有者等の確認のため、鞍手町が町の税情報、登記所の不動産登記情報、その他必要情報を取得及び使用することを認めます。
- 8 この制度で得た利用希望者の個人情報等は、制度の目的に沿ってのみ利用し、他の目的には一切利用しません。

○添付書類

- 1 登録カード（様式第2号）
- 2 顔写真付きの身分が証明できるものの写し（マイナンバーカード、運転免許証等）

≪注意事項≫

- 1 鞍手町は、情報の公開や連絡の調整を行いますが、不動産事業者等が行うような売買・賃貸契約に関する仲介行為は行いません。売買・賃貸に関する交渉・契約は、所有者等及び利用希望者の双方の責任において行ってください。
- 2 契約に関する紛争が生じた場合は、所有者等及び利用希望者の双方の責任において解決してください。
- 3 売買契約又は賃貸契約に関する紛争及び損害について、町は一切責任を負いません。
- 4 鞍手町個人情報保護条例及び鞍手町個人情報保護条例施行規則に基づき、この申込みに伴い保有した個人情報は、空家バンク事業の目的以外に利用しません。

様式第3号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

鞍手町長

印

鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」登録完了(不可)通知書

年 月 日付けで申込みのあった空家バンクへの物件登録について、次のとおり処理したので、鞍手町空家等情報登録制度設置要綱第4条第2項の規定により通知します。

以下のとおり登録を完了しました。

登録番号：第 _____ 号

登録日： _____ 年 月 日

有効期限： _____ 年 月 日（登録日から3年間）

※有効期限が近づいた場合は、登録申込書（新規・更新）を提出することにより、登録を更新することができます。

以下のとおり登録を不可としました。

不可とした理由	
---------	--

様式第4号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

鞍手町長 様

住 所

民 名

印

生年月日

電話番号

E-mail

鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」登録事項変更届出書

物件登録台帳に掲載されている登録番号第 号の登録内容について、下記のとおり変更したいので、鞍手町空家等情報登録制度設置要綱第5条の規定により届け出ます。

記

登録番号： 号

変更内容：様式第2号による

※登録カード（様式第2号）に登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

様式第5号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

鞍手町長 様

住 所

民 名

印

鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」登録抹消届出書

物件登録台帳に掲載されている登録番号第 号の物件について、次の理由により登録を抹消したので、鞍手町空家等情報登録制度設置要綱第6条の規定により届け出ます。

登録抹消の理由	
---------	--

様式第6号（第6条関係）

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

様

鞍手町長 印

鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」登録抹消通知書

物件登録台帳に掲載されている登録番号第 号の物件について、次の理由により登録を抹消したので、鞍手町空家等情報登録制度設置要綱第6条の規定により通知します。

登録抹消の理由	
---------	--

様式第7号（第8条関係）

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

鞍手町長 様

住 所	
民 名	印
生年月日	
電話番号	
E-mail	

鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」利用希望登録申込書（新規・更新）

私は、鞍手町空家等情報登録制度設置要綱に定める制度の趣旨を理解した上で、空家バンクを利用したいので、同要綱第8条第1項の規定により申し込みます。

なお、この制度で得た所有者の個人情報等及び空家等の情報は、制度の目的に沿ってのみ利用し、他の目的には一切利用しません。

また、申込書の内容の一部又は全部を所有者等の求めに応じて提供することを承諾します。

利用希望理由	1. 定住 2. 就業（就農・その他） 3. その他（ ）			
希望する条件	<input type="checkbox"/> 賃貸 希望賃料		円/月	
	<input type="checkbox"/> 購入 希望価格		万円	
	※その他希望する条件があれば記入してください。			
希望する物件	登録番号（ ）号			
同居人の構成	民 名	続柄	年齢	生年月日
交渉の方法	<input type="checkbox"/> 直接交渉（当事者間による交渉）		<input type="checkbox"/> 間接交渉（仲介事業者による交渉）	
備 考				

様式第8号（第8条関係）

様式第8号（第8条関係）

誓 約 書

鞍手町長 様

私は、鞍手町空家等情報登録制度設置要綱に定める制度の趣旨を理解し、注意事項を確認した上で、空家バンクの利用希望登録を申込みます。

なお、私は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

また、申込書等への記載事項に偽りはなく、公序良俗に反しないことを誓約します。

私は、この制度を通じて知り得た情報については、私自身が利用目的に従って利用し、他の目的で使用することは決してありません。

今後、空家等を利用することになった場合は、鞍手町の自然環境、生活文化への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よき地域住民となることをここに誓約します。

年 月 日

住 所

民 名

印

＜ 注意事項 ＞

- 1 未登記及び所有権名義人以外の方が交渉を行う物件について、紹介を行う場合があります。
- 2 鞍手町は、情報の公開や連絡の調整を行いますが、不動産業者等が行うような売買・賃貸契約に関する仲介行為は行いません。売買・賃貸に関する交渉・契約は、所有者等及び利用希望者の双方の責任において行ってください。
- 3 契約に関する紛争が生じた場合は、所有者等及び利用希望者の双方の責任において解決してください。
- 4 売買契約又は賃貸契約に関する紛争及び損害について、町は一切責任を負いません。
- 5 鞍手町個人情報保護条例及び鞍手町個人情報保護条例施行規則に基づき、この申込みに伴い保有した個人情報、空家バンク事業の目的以外には利用いたしません。

様式第9号（第8条関係）

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

様

鞍手町長

㊟

鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」利用希望登録完了(不可)通知書

年 月 日付で申込みのあった空家バンク利用希望登録について、次のとおり処理したので、鞍手町空家等情報登録制度設置要綱第8条第2項の規定により通知します。

以下のとおり登録を完了しました。

登録番号：第 _____ 号

登録日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

有効期限： _____ 年 _____ 月 _____ 日（登録日から3年間）

※有効期限が近づいた場合は、利用希望登録申込書（新規・更新）を提出することにより、登録を更新することができます。

以下のとおり登録を不可としました。

不可とした理由	
---------	--

様式第10号（第9条関係）

様式第10号（第9条関係）

年 月 日

鞍手町長 様

住 所	
民 名	印
生年月日	
電話番号	
E-mail	

鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」利用希望登録事項変更届出書

利用希望者台帳に掲載されている登録番号第 号の内容について、次のとおり変更したいので、鞍手町空家等情報登録制度設置要綱第9条の規定により届け出ます。

利用希望理由	1. 定住 2. 就業（就農・その他） 3. その他（ ）			
希望する条件	<input type="checkbox"/> 賃貸 希望賃料		円/月	
	<input type="checkbox"/> 購入 希望価格		万円	
	※その他希望する条件があれば記入してください。			
希望する物件	登録番号（ ）号			
同居人の構成	民 名	続柄	年齢	生年月日
交渉の方法	<input type="checkbox"/> 直接交渉（当事者間による交渉）		<input type="checkbox"/> 間接交渉（仲介事業者による交渉）	
備 考				

様式第11号（第10条関係）

様式第11号(第10条関係)

年 月 日

鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」利用希望登録抹消届出書

鞍手町長 様

住 所

民 名

印

利用希望者台帳に掲載されている登録番号第 号の情報について、次の理由により抹消したいので、鞍手町空家等情報登録制度設置要綱第10条の規定により届け出ます。

登録抹消の理由	
---------	--

様式第12号（第10条関係）

様式第12号(第10条関係)

年 月 日

鞍手町空家等情報登録制度「空家バンク」利用希望登録抹消通知書

様

鞍手町長

印

利用希望者台帳に掲載されている登録番号第 号の情報について、次の理由により抹消したので、
鞍手町空家等情報登録制度設置要綱第10条の規定により通知します。

登録抹消の理由	
---------	--